

【十種ヶ峰青少年自然の家 利用について】

自然の家は、野外活動、集団宿泊研修、青少年の交流等を通じて心身ともに健全な青少年を育成するための施設です。

1 利用について

- (1) 責任者の引率する団体で、あらかじめ具体的な活動計画を持っていること
- (2) おおむね5人以上の団体であること
- (3) 本所のルールを遵守できること

2 利用できる団体について

- (1) 小・中・高等学校等の児童・生徒及びその指導者
- (2) 少年団体（スポーツ少年団・子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウトなど）とその指導者
- (3) 幼稚園・保育所などの園児とその指導者
- (4) 大学や専修学校、各種学校など
- (5) PTA、青年団、婦人会、職場研修、各種グループ、サークルなどの団体
- (6) 子どもを同伴する家族
- (7) その他所長が認めた者

注1：政治的活動や宗教的活動、専ら営利を目的とする活動は行えません。

注2：宿泊のみなど野外活動や研修等が全くない場合は利用できません。

3 閉館日について

毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日と12月28日から1月4日まで

4 利用経費について

(1) 施設使用に係る料金（以下「施設使用料」）について

ア 19歳未満の者が使用する場合には、施設使用料を徴収しません。

イ 19歳以上の者は下の表の金額を徴収させていただきます。

	青少年 19歳以上 25歳以下	その他 26歳以上
宿泊を伴う使用：1泊	1 6 0 円	4 5 0 円
宿泊を伴わない使用：日中利用1日	5 0 円	1 6 0 円

※「青少年」とは、満25歳以下の者をいう。

※宿泊を伴う使用の場合「一日」とは、午前10時から翌日の午前10時までをいう。

ウ 次の場合は施設使用料が減免の対象となります。（団体の指導者・引率者も含む）

- ・ 学校（大学を除く）や専修学校、各種学校、保育所又は少年団体の利用の場合は施設使用料を徴収しません。

（年齢構成を証明する書類が必要となる場合があります。）

- ・ 県や市町が主催、共催若しくは後援する催物等、公益上特に必要がある等の場合は施設使用料が半額になります。

※ 詳しくは別紙「利用料金の減免について」をご覧ください。

(2) 食費や研修に要する経費等については研修者の負担となります。詳しくは「利用のてびき」をご覧ください。